木質燃料の燃焼に係る委託業務 募集要領

1 目的

国内の木質バイオマス発電所や製材工場等では、木質燃料(木質系チップ、端材、バーク等)が利用されている。木質燃料のうち、バークについては、福島県では2011年3月に発生した原子力発電所事故以降、放射性物質の影響への懸念により利用が途絶えていたが、放射性物質濃度の低減や木材関係事業者により放射性物質濃度の管理により、低濃度のバークが供給可能となりつつある。

一方、バークの燃料利用については、適切な住民説明手法を整理することが必要となっており、また、バークを含む木質燃料の燃焼に係る放射性物質に対する安全性の評価が必要となっている。

これらを踏まえ、本委託業務では、住民説明手法を整理するための既存の燃焼施設等での住 民説明の事例収集及び、燃焼に係る安全性評価等を行う検討委員会の運営、の 2 点について実 施する。

2 業務の概要

(1) 業務名 木質燃料の燃焼に係る委託業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容 別紙「木質燃料の燃焼に係る委託業務 仕様書(案)」のとおりとするが、本プロポーザルによる提案を踏まえ、詳細は受託者と協議して決定する。

(3) 業務期間 委託業務契約締結の日から2020年3月10日まで

(4) 委託限度額 4,400,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 発注者 福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島県福島市中町 5-18 (林業会館 2F)

電話:024-523-3307 FAX:024-521-1308

E-mail: info@fmokuren.jp

3 スケジュール(予定)

項目	日程
企画提案書の受付	2019年6月19日(水)~6月26日(水)
審査結果の審査・通知・公表	2019年6月下旬
業務委託契約の締結	2019年6月下旬~7月上旬
成果品の提出	2020年3月10日まで(契約期間内)

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに企画提案書を提出する者(以下「提案者」という。)は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 農林水産省の機関から、入札等の指名停止の措置等を受けていないこと。
- (2) 福島県内での打合せが可能な者。
- (3) 参加者又は役員等が、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体等に関与していないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しく は再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定 を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立 てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する 更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

5 募集要領等の公表

募集要領、仕様書、様式については、発注者のホームページで公表するとともに、発注者において配布する。

http://www.fmokuren.jp/

6 募集要領等への問合せ

募集要領等に対する問合せの受付及び回答を以下のとおり行うこととする。

(1) 問合せ期限及び方法

企画提案書受付期日までとし、電子メール、FAX又は口頭により問合せすることとする。

(2) 問合せ先

上記2の(5)に同じ

(3) 回答方法

電子メール、FAX又は口頭により回答する。また、必要に応じ、上記5のホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

提案者は、以下(ア〜エ)の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル提出書類送付書 【様式1】

イ 提案書

任意様式とし、下記((ア)~(カ))の内容を盛込むこと。

- (ア) 業務実施体制(総括責任者及び担当者の氏名、分担業務の内容等)
- (イ) 基本的な取組方針、提案内容の特徴
- (ウ) 仕様書(案) 3 (1) の調査①の調査対象の選定(5~10事例)。また、選定にあたっての考え方。

※今後の住民説明時の参考となるよう。住民説明に労力、工夫を要した事例を中心に 収集すること。

- (エ) 仕様書(案) 3(1)の調査方法
- (オ) 業務実施スケジュール (調査スケジュール、検討委員会準備・開催スケジュール)
- (カ) 放射性物質を含む廃棄物等の処理(燃焼、利用等)に係る事例収集の実施や、市町村や 住民への聞取り調査等の実績の有無。その他、類似業務の実績の有無。

ウ 見積書 【様式2】

エ 契約に係る指名停止等に関する申立書 【様式3】

(2) 提出部数

正本1部、副本(コピー)1部

(3) 提出期限

2019年6月26日 (水) 午後5時必着

(4) 提出先

上記2の(5)に同じ

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出するものとする。

なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、2019年6月26日 (水) 午後5時必着と する。

8 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書等は発注者が審査し、最も特定の高い提案者を委託業務受託者として選定する。
- (2) 審査基準

企画提案書等の採点及び委託候補者の選定は、以下の項目等により行うこととする。

項目	配点	審査の視点
基本事項	15点	業務内容の理解度 等
業務実施体制	25点	業務の実施体制、遂行能力等
事例収集等提案内容	50点	業務の実施内容、実現可能性等
事業費	10点	経費算出、見積価格の妥当性等

9 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は受け付けない。

10 契約の締結

上記8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。 この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。 協議が不調のときは、上記8により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う ものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後においては、記載内容の変更を認めない。
- (5) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

- (6) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (7) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

以上